

令和元年第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後4時15分

2. 開催場所 人権交流プラザ3階大ホール

3. 出席委員 (20名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	12番	猪口実
〃	2番	川上信温	〃	13番	岩永正司
〃	4番	谷口伸樹	〃	14番	香山川恵
〃	5番	小林一	〃	15番	山口三子
〃	6番	大西淳	〃	16番	福田淳一郎
〃	7番	石谷隆	〃	17番	加藤修
〃	8番	山田準二	〃	18番	柳田和廣
〃	10番	建部憲	〃	19番	田中和美
〃	11番	小林勉	〃	24番	田安和彦

4. 欠席委員 (4名)

委員	20番	村田幸範	委員	22番	砂川重雄
〃	21番	福安修	〃	23番	福田収

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：14名)

旧市	霜田英之	邑美	下田義男
せんだい	有田裕	せんだい	森尾一由
湖南	木浪哲夫	湖東	小松和幸
湖東	佐々木文仁	国府町	澤田富雄
福部町	山里富久	用瀬町	小林照美
気高町	下村益雄	気高町	角田完史
鹿野町	谷口和人	青谷町	大石剛

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号	非農地証明について
議案第41号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第42号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)

8. 会議内容

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第7回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在20名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、19番 田中和美委員、24番 安東委員を指名します。</p> <p>では、議事に入ります。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号36番につきましては、岩坪地内の畑、918㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は約1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は69アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
森尾委員	<p>現況は畑として利用されております。譲受人は家族そろって耕作されており、取得する農地も同様に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
大西委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号37番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号37番につきましては、湖山町南二丁目地内の田2筆、2,352㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は45アールとなり、要件を満たしてありま

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しませ

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員 譲受人はハウス栽培のイチゴを耕作しており、今回の取得する田は、規模拡大のため取得するもので耕作意欲もあり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議 長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号37番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号38番を審議します。事務局の説明を求めま

整理番号38番につきましては、叶地内の畑3筆、2,581㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は37アールとなり、要件を満たしてありま

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

霜田委員 現況は畑として利用されております。農機具はレンタルですが、耕作意欲もあり長男と一緒に今回取得する農地も効率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号39番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号39番につきましては、気高町下光元地内の田2筆、2,390㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。
農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は182アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員 現況は木が生えており、遊休農地ではありますが、譲受人は申請地と隣接する農地を所有しており、今後は整地をして効率的に利用される予定ですので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号40番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号40番につきましては、福部町海土地内の畑 2,019㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。
	次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。
	次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は137アールとなり、要件を満たしております。
	最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。 なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	申請地は以前から譲受人が耕作しており、隣接する農地も自己所有地で取得後も計画的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号41番を審議します。事務局の説明を求めます。
	整理番号41番につきましては、叶地内の田2筆 2,058㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は120アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

霜田委員 現況は田として利用されております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、取得後も効率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号42番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番につきましては、気高町睦逢地内の畑9筆、15,153㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地从りから5km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は151アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

角田委員

譲受人は椎茸栽培をしておられる方で、取得する農地でも引き続き椎茸栽培とソバを植えた
いとのことで、耕作意欲のある方ですし、取得後も効率的に耕作されますので、農地法第3
条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

田中和委員

推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題
はないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号42番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号43番を審議します。事務局の説明を求めます。

整理番号43番につきましては、用瀬町鷹狩地内の畑7筆 1,929㎡を売買により所有権移転
するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま
す。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。ま
た、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、
保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用
して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、
現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、
申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は82アールとなり、要件を
満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保
に支障を生じないと思われま。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

小林照委員

現況は畑として利用されております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、取得後も効
率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題
はないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員

推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題
はないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号19番につきましては、資材置場を転用目的とするものです。 申請地は、長谷地内の田1筆、1,382㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有田委員	9月29日に担当農業委員と現地確認しました。これらの土地は4月の農業委員会の総会で審議され、大型トラックの地続きの場所です。譲渡人も同じ方です。この度の転用許可が下りれば、盛土をして資材置場にするとこのことで、雨が降ったら自然流下する。行ってみたら、人よりも背の高い草が生えており、転用に差し支えないと営農に支障がないというふうに思いました。 北側は、砂見川の堤防 これらの所有者は既に同意書を提出しております。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号20番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号20番につきましては、資材置場を転用目的とするものです。 申請地は、三山口地内の畑1筆、370㎡のうち7.73㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
木浪委員	10月2日に担当農業委員と事務局の3名で現地確認しました。内容については、譲受人の方が高齢であるため、山の上にある墓を自宅のそばに作りたいとのことです。墓を作る場所を村の中に予定してまして、申請地から100m以内の住民から同意をもらっております。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号21番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号21番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、福部町八重原地内の田1筆、349㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山里委員	転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりでございますし、県道沿いの土地ですし、下水道、上水道が設置のできる状況です。転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号22番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号22番につきましては、店舗の敷地を転用目的とするものです。 申請地は、気高町下坂本及び気高町宝木地内の畑5筆、合計2,158㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下村委員	<p>10月7日に担当農業委員と事務局で現地確認しました。申請地は、窪地になっておりまして、その北側は、すぐ国道9号線が通っております。そこには、約2m40～50cmくらいの段差があります。それと南側は、約70cm～1m70cmくらい段差があります。また、申請地の中には、国有地が含まれておりまして、西側の方に一部、あるいは、南側の方には、以前、住宅が建っておりました。また、赤線が入っている場所もございます。この場所、東側の方から入って、西側の方へ通り抜けする設計図が出ております。この場所は、現状は荒れておりますけど、一部、家庭菜園を作っておられます。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりですが、付け加えさせてください。今回の申請地は、店舗ではなく、駐車場になります。申請地の後ろ側に農地ではない鳥取市所有の土地があって、買収してそこに店舗を建てるそうです。転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

	続きまして整理番号23番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号23番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、合計301㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設 道路沿道の区域に属する農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、 資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると 判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	10月6日に担当農業委員と現地確認しました。近くに住宅もあるようですし、転用目的は 妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、 転用することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員は欠席ですが、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号24番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号24番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、倭文地内の田5筆、合計1,123㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の 生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、 資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると 判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有田委員	9月29日に担当農業委員と現地確認しました。隣接地に太陽光パネルが既に設置されてお りまして、申請地の周りは、南側と東側は太陽光パネルが合計700枚くらい設置されてお るような状況です。今度、ここに設置しても、全体の枚数が増えるだけのことであります し、近隣の住宅の方や農地の所有者の方、並びに改良区も同意書を提出しておられます。転 用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませ ないので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号25番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号25番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

	<p>申請地は、気高町北浜一丁目地内の畑3筆、合計318㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施行区域に属する農地に該当します。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
角田委員	10月9日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、県道沿いの都市計画区域にございまして、隣が住宅地、あるいは畑地になっております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
田中(和)委員	隣は畑ですけど、住宅地に等しいような場所でございます。この周辺は、ほぼ住宅地になるであろうとの認識でございます。担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番(一時転用)を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号2番(一時転用)につきましては、砂利採取を転用目的とするものです。 申請地は、伏野地内の畑2筆、合計2,066㎡のうち1746.34㎡です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐々木委員	10月5日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、浜特有の雑草が茂っており、中にはセイタカアワダチソウが生えておりました。また、その一角には、5m四方の畑があり、ネギが作付けしてありましたが、全体的に見ると、畑ではなく休耕地です。北側は、既に砂利採取が行われています。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。
田中(和)委員	以前、砂利採取をしたところで、掘ってみたら、すごい石が出てきて、農業委員会は何をしていたんだと苦言をいただいたことがあります。みなさんで注視していきましょう。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番(一時転用)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第40号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第40号非農地証明について説明します。

整理番号72番の申請地は、新地内の田1筆、86㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

有本委員 9月26日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、倉庫が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号72番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号73番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号73番の申請地は、叶地内の畑1筆、297㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

霜田委員 10月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前に住宅敷地として利用されておりましたが、現在は建物が取り壊されております。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員 担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も宅地化しておりますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号73番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号74番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号74番の申請地は、蔵田地内の畑1筆、96㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

下田委員	10月2日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、約60年前から公民館敷地として利用されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号74番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号75番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号75番の申請地は、青谷町青谷地内の田1筆、1,107㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	10月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅地開発のための埋立てがされており、砂利等が敷設されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号75番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号76番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号76番の申請地は、国府町美敷地内の田1筆、13㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	10月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前から長年にわたって道路側溝として利用されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

小林勉委員	担当の福田収農業委員は本日欠席であり、伝言を預かっておりますので、代理で報告させていただきます。 「人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。」とのことです。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号76番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号77番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号77番の申請地は、西品治地内の畑1筆、386㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	9月26日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前に住宅敷地として利用されておりましたが、現在は建物が取り壊されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号77番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号78番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号78番の申請地は、福部町湯山地内の畑2筆、合計1,572㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	10月3日に担当推進委員、福部地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草が繁茂し原野化しておりました。また、申請地周辺は既に宅地化等による埋立地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号78番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号79番は整理番号80番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号79番の申請地は、気高町下坂本地内の畑1筆、251㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号80番の申請地は、気高町下坂本地内の畑1筆、69㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下村委員	10月7日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、土地所有者の自宅から離れていることから50年近く耕作されておらず、雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号79番および80番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号81番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号81番の申請地は、大畑地内の畑1筆、66㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	10月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、自宅の裏側に位置していることから申請地に隣接する宅地と一体的に庭として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号81番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号82番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号82番の申請地は、青谷町鳴瀧地内の畑1筆、42㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	10月8日に担当推進委員、青谷地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、土地所有者が県外在住であることから長年にわたって耕作されておらず、雑草が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号82番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号83番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号83番の申請地は、橋本地内の田3筆、合計3,000㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下田委員	10月2日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建設土木業者の事務所、倉庫、駐車場および資材置場として利用されておりました。申請地は現在、農業振興地域内農用地区域から除外されておりますが、以前より違反転用地として指導を行ってきた土地になります。担当農業委員とも相談したところ現状ではやむを得ないという結論に至り、人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
建部委員	今後もこのような問題が発生すると思うが、市町村農業委員会には違反転用に対する権限は無いのか。
事務局	当然ながら市町村農業委員会は違反転用地に対して是正するよう指導は行いますが、最終的な原状回復命令や行政代執行といった強制力のある行政処分については、権限が与えられておりません。また、違反転用地に対しての非農地証明は承認できないといった話が議論に挙がるがありますが、それは農業振興地域内農用地区域内農地の場合です。
小林勉委員	数年前にも本件と同じ申請地を審議し、不承認決定したと記憶している。
田中和委員	申請人は申請地以外の所有地では過去も含めて違反転用していないのか。
事務局	以前のことにについては把握しきれていない部分もありますが、現在は違反転用地はありません。
山田準委員	申請地周辺には他の違反転用地はないのか。
事務局	申請地の南側に数ヶ所存在します。

山田準委員	その違反転用地は農業振興地域内農用地区域になるのか。
事務局	そのとおりです。申請地北側の市道に隣接している土地を除き、申請地周辺の大部分は農業振興地域内農用地区域に指定されていますので、仮にその違反転用地での非農地証明申請が提出されたとしても、農業振興地域内農用地区域である以上は承認見込みがないため事務局では受理しません。
柳田委員	今までの違反転用地への是正指導に対して、申請人はどのように考えているのか。
事務局	農地法遵守の意識が低かったために埋立てし資材置場としてしまったなかで、現在は農地法違反であることは認識しており是正意思は見られますが、諸事情により原状回復は困難とのこと。また、申請地に隣接する農地も申請人の所有地ですが、その土地は是正指導に対してまだ完全と言えるほどではありませんが、一部、農地へと復元されています。
田中和委員	今まで指導を行ってきた土地に対して非農地証明申請が提出されたからと言って、やむを得ないという理由だけで承認するのはいかがなものかと考えます。今まで指導を続けてきた意味がなくなってしまうように思います。
猪口委員	農業振興地域内農用地区域の指定は鳥取市の業務だと思いますが、意図的に除外しているのではないのか。
田淵委員	私の記憶では約2年前に農業振興地域内農用地区域の全体見直しが実施されたように記憶していますが、その際に担当部局より農業委員会に説明があり意見を求められたと思しますので、鳥取市だけの独断で意図的に除外されたものではないと考えます。
猪口委員	違反転用地だからという理由だけで農業振興地域内農用地区域から除外されているのであれば、それはいかがなものかと考えます。
事務局	担当部局に確認したところ、農業振興地域内農用地区域から除外された経緯は不明でしたが、一般的に違反転用地だからという理由だけで農業振興地域内農用地区域から除外されることは、まずありえないとのことでした。
山田準委員	本日は欠席している農業委員が多いため審議はいったん保留とし、後日改めて再審議した方がよいのではないかと。欠席している農業委員の意見も承認の可否に反映させる必要があるのではないかと。
事務局	承認の可否については、本日出席されている農業委員さんで判断決定していただくことが原則だと考えています。
大西委員	仮に本件が不承認となった場合は、農業委員会としてどのように対応することになるのか。
事務局	今後も引き続き、違反転用地として農地復元に向けた是正指導を継続していくこととなります。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 可否を決するにあたり挙手をもって採決いたします。
議長	可否同数と認め、本案は不承認決定とします。

	では、議案第41号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第41号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 利用権を設定しようとするものが、新規8件、更新3件、合計11件で、面積は、田12,259㎡、畑7,861㎡、その他3,810㎡、合計23,930㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権7件、使用貸借による権利4件となっています。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第42号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第42号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田162,821㎡、畑3,972㎡。権利種別の内訳は、賃借権149件、使用貸借による権利14件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (4) 農地の形状変更届出書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
	令和元年度 第7回農業委員会総会 検討事項について
議長	検討事項に移ります。「令和元年度鳥取市農業施策に関する意見書の作成について」事務局説明をお願いします。

事務局	お手元に議案書の案をお配りしております。こちらの議案書は意見書と同じものになっております。田中委員の方からあった、ふるさと就農舎の今後の見込みについて、担当課の方に現状なりを聞きましたので報告させていただきます。 昨年度当初報告にあったようにありませんでした。今年度も利用者の方はゼロです。こちらは利用を前提にした方向を検討しているというところです。
議長	皆さんからいただいた意見が網羅されているという印象がありますが、いかがでしょう。
依藤委員	今年度のスケジュールは令和元年度の鳥取市という前に何をやるんですか。
事務局	意見書(案)については、令和元年度の農地等利用最適化推進施策の配分についてです。正式名称したいと考えています。
福田淳委員	有害鳥獣にイノシシやシカのことが触れてないのはなぜか。
議長	ニホンザルについては書いてあるが、イノシシ、シカについても書いてほしいということですね。
事務局	有害鳥獣についてはニホンザルに特化した書き方になっています。イノシシ、シカについては奨励金があり、サルは奨励金を求めるものです。
田中委員	捕獲奨励金については猟期の内はシカは出るが、イノシシは出ない。
議長	入れた方がいいという意見がありますがどうでしょうか。
田中委員	価額が入ってないし、最近価額を入れてもらったんでしょ。口頭だけで済む分と、文書になってはいけない分もある。いくら簡素化がいいといっても、文書になったら今回外したという認識に取られる。
事務局	ニホンザルに対する捕獲奨励金を求めます。に続き「また、猟期内の捕獲奨励金についても検討を求めます。」でよろしいでしょうか。
小林一委員	「とっとりふるさと就農舎」の有効活用」の次に、また、営農指導の前に「新規就農を始めた方への」を入れて、変更していただきたい。
事務局	部長が触れてましたが、ナシ園での草刈りであるとか、そば道場などを情報発信して行く取り組みがスマート農業です。
田中委員	この前部長が言われた分のモデルかどこかをスマート農業にしてから、我々農業委員・推進委員の現場を知ってる人に、いろんなものを提示されたことはある。私はないと思っている。 ふるさと就農舎について募集してゼロと募集せずにゼロとは意味合いが違う。近年は募集をかけてないでしょ鳥取市として、そして県の方の担い手育成機構の方が、法人会に募集のあった人を回したりして、法人の場で研修させるとか、認定農家の作っている場にやりたい農家の人を研修させたり、鳥取市農業委員会・鳥取市としては全て見せてないでしょ。全てと言っては語弊があると思うが。果樹農家、水稲は3年持ちます。5ねん持ちます。10年持ちます。絶対10年持ちませんよ。中山間地の畔の草刈りはどうするか。新規就農者や農業をしたいという人はいませんよね。
議長	今、意見書に乗せるという話し合いをしているんですけど、どういう形で乗せたほうがよろしいですか。

猪口委員	私の所は後継者がいなくなって、請負者を探すけど請負者はいない。請負集団もない。こんな状態で担い手どころではない。このために遊休農地が増えている。スマート農業と言われますが民家や畑が密集しているようなところでドローンを使えますか。
事務局	モデル地区というお話でしたが、モデル地区を設定して情報発信を。ということで今直してみたんですけども、文の最後の方の「スマート農業の取り組みに力を注いでいただきたい」と思っています。」の所を「力を注いでいただくに伴い情報発信を求めます。」に直します。
議長	議論も出尽くしたようですので、これでよろしいでしょうか。これで決定ということで。
事務局	ご審議いただきありがとうございます。今後の流れですが、いただいたご意見を反映させ修正の方をさせていただきます。相手側と日にちを決めて話し合いたいと考えています。
議長	農業委員及び農地利用最適化推進員の改選に向けたブロック別意見交換会の結果について事務局お願いします。
事務局	意向の確認が取れた方がいますので、変更点を発表しますので、記入をお願いします。
議長	その他は
事務局	次回の総会は新庁舎で行います。
議長職務代理	今回は、令和元年11月11日(月)です。 予定した日程すべて終了しましたので、令和元年度第7回農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後4時15分